参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公告

平成 24 年 7 月 3 日
独立行政法人　情報通信研究機構
電磁波計測研究所長　井口　俊夫

1.　公募招請の主旨

本業務については、既に独立行政法人情報通信研究機構（以下、「当機構」という）が所有・運用している沖縄偏波降雨レーダシステム（沖縄県名護市）の補修作業業務を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者が複数ある場合には、一般競争入札手続きに移行する予定である。

2.　業務概要

(1) 業 務 名：沖縄偏波降雨レーダシステム補修作業
(2) 業務内容：沖縄降雨レーダシステムの維持管理のための補修作業
(3) 履行期間：契約締結日から平成 26 年 2 月 28 日まで

3.　業務目的

沖縄偏波降雨レーダシステムは電気系の送受信及び信号処理装置と機械系のアンテナ制御及び駆動装置から構成されているが、使用されている部品の中に経年劣化・故障等により交換を要する部品が存在する。これらを一括して交換・整備する事により、システムの正常稼働及び稼働率の向上を図り、タイムリーかつ継続的な計測データの取得を可能とすることを目的とする。

4.　応募要件

(1) 基本的要件

①　平成 22・23・24 年度当機構競争参加資格「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。

又は、平成 22・23・24 年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。

※いずれの資格も有していない場合には、当機構の競争参加資格を取得すること。
参考ＵＲＬ　http://www.nict.go.jp/tender/sanka-sikaku.html

②　情報通信研究機構における契約に係る指名停止等の措置要領（平成 24 年 3 月 23 日 11 財務部通知第 5 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

国の機関又は他の独立行政法人のいずれかから指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

偏波・ドップラー・パルス圧縮等の機能を有した降雨レーダシステムの性能・機能・仕様等を理解し。取扱いが出来ること。

参考 URL: 沖縄降雨レーダについて

http://www2.nict.go.jp/y/y222/okinawa/COBRA/index.html

(3) 業務実績に関する要件

本件と同等以上あるいは類似の偏波ドップラー降雨システムの保守業務の実績、及び取扱実績があること。

(4) 業務執行体制に関する要件

補修作業以外にも、必要に応じて電話・メール等による発注者側からの問い合わせに対応できる体制があること。

5. 手続き等

(1) 担当部局

〒904-0411　沖縄県国頭郡恩納村字恩納 4484

独立行政法人　情報通信研究機構

沖縄電磁波技術センター

TEL: 098-982-3705　FAX: 098-982-3741

(2) 仕様書の掲載期間

平成 24 年 7 月 3 日から平成 24 年 7 月 18 日まで

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成 24 年 7 月 19 日　17:00 まで(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（事前に(1)へ連絡を入れること）すること。様式は別紙参照。

(4) 審査結果の通知等

審査結果の通知は、審査終了後申請者に対して、(1)の担当部局から電話等で通知します。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口　5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 詳細は仕様書による。

参　加　意　思　確　認　書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人　情報通信研究機構　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名　　　　　　　　　印

平成 24 年 7 月 3 日付けの公募に応募する資格について確認されたく、下記書類を添えて申請します。
なお、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　業 務 名：沖縄偏波降雨レーダシステム保守作業

２　添付書類：（実施にあたり必要な要件を満足することを確認できる書類）

以上

沖縄偏波降雨レーダシステム補修作業

Overhall of Okinawa Bistatic Polarimetric Radar System

平成24年6月

独立行政法人

情報通信研究機構

1.　件名

沖縄偏波降雨レーダシステム補修作業

英語名：Overhall of Okinawa Bistatic Polarimetric Radar System

2.　目的

独立行政法人情報通信研究機構（以下、「当機構」という）は、電磁波計測研究所沖縄電磁波技術センターにおいて、衛星搭載降雨レーダ（以下、「TRMM/PR」という））、衛星搭載二周波降水レーダ（以下、「GPM/DPR」という）の地上検証実験及び改良型バイスタティック降雨レーダ実験を、沖縄偏波降雨レーダシステムを中心装置として実施している。

同システムは電気系の送受信及び信号処理装置と機械系のアンテナ制御及び駆動装置から構成されているが、使用されている部品の中に経年劣化・故障等により交換を要する部品が存在する。これらを一括して交換・整備する事により、システムの正常稼働及び稼働率の向上を図り、タイムリーかつ継続的な計測データの取得を可能とすることを目的とする。

なお、本作業完了までには長期間を要しその間も可能な限り運用を継続する計画であるため、本契約期間中に二度空中線駆動部点検を実施してその間のシステム運用の安全性を確認すること。

3.　作業期間

契約締結日から平成26年2月28日まで

4.　作業場所

・所在地：沖縄県名護市字源河2575

・名　称：独立行政法人 情報通信研究機構　名護降雨観測施設

5.　作業内容

本作業の対象となる沖縄偏波降雨レーダシステムは下記に示す２つの装置から構成される。

Ａ：沖縄偏波降雨レーダ（以下、「COBRA」という。）

Ｂ：気象レーダ送受信信号変復調装置（以下、「COBRA+」という。）

5.1 補修作業

5.1.1 請負者は、「補修作業実施手順書」を作成し、補修作業実施前に当機構担当者の承認を得ること。承認を得た後、補修作業を実施し5.5項に規定する文書を作成の上、当機構へ納入すること。なお、現地作業の実施時期については、当機構担当者と打合せの上決定すること。

5.1.2 補修作業は、下記の項目を含むものとする。

(1)	エンコーダー避雷回路用部品（COBRA）	一式
(2)	アンテナ・ロータリージョイントオーバーホール（COBRA）	一台
(3)	アンテナ・スリップリングオーバーホール（COBRA）	一台

(4) アンテナ・駆動機構オーバーホール（COBRA）　Az 用/El 用　各一台
(5) アンテナ・メインギア、ベアリング交換用部品製造（COBRA）　一式
(6) RF 受信部・送信信号発生部修理（COBRA+）　一式
(7) TWTA・プリアンプ交換修理（COBRA+）　一式
※(6)の修理品の現地取り付け、及び、COBRA+機能正常性確認を含む
(8) 乾燥空気充填装置・コンプレッサ交換作業（COBRA）　一式
※交換用コンプレッサ準備と現地での交換作業、及び、機能点検を含む
(9) 現地補修作業（COBRA）　一式
※(1)～(5)のオーバーホール、新規製造部品の交換、及び、動作確認

5.2 空中線駆動部点検作業

本契約期間中も COBRA は可能な限り観測を継続する。その間のシステム運用の安全性を確保するため、契約期間中に二度空中線駆動部点検作業を実施すること。なお、本点検作業の結果修理を要する異常等が見つかった場合には速やかに当機構担当者に連絡し、その対応について協議すること。

5.2.1 請負者は、「空中線駆動部点検実施手順書」を作成し、点検作業実施前に当機構担当者の承認を得ること。承認を得た後、点検作業を実施し 5.5 項に規定する文書を作成の上、当機構へ納入すること。なお、点検作業の実施時期については、当機構担当者と打合せの上決定すること。

5.2.2 点検作業は、下記の項目を含むものとする。
(1) アンテナ・ロータリージョイント点検（COBRA）
(2) アンテナ・スリップリングの点検清掃（COBRA）
(3) アンテナ・駆動機構点検（COBRA）
(4) アンテナ・メインギア点検、ベアリング点検及びグリスアップ（COBRA）
(5) レドームパネル及び接合部の目視点検（COBRA）
(6) 導波管加圧装置の点検(COBRA)
空中線基台部内導波管の目視点検（COBRA）

5.3 付帯事項

当機構と請負者の担当区分

項　　目	当機構	請負者
通信回線、商用電源および通信費・用力費	○	
点検調整期間中の作業スペースの確保	○	
点検用計測器・治具等の準備		○
点検調整に関わる機材の現地搬入、治具等の設置・取付工事および点検調整・小修理、並びに撤去		○
点検調整に関わる発生材の処置		○
交換により取外した部品の扱い・処置	○	

5.4 関連文書

(1)沖縄偏波降雨レーダ取扱説明書および完成図面

(2)気象レーダ送受信信号変復調装置取扱説明書および完成図面

(3)電波法および関連法令

(4)「沖縄偏波降雨レーダ全体補修作業 報告書」

(5)「沖縄降雨レーダシステム 平成22年度保守点検結果報告書」

(6)「沖縄降雨レーダシステム 平成23年度保守点検結果報告書」

（＊閲覧場所　〒904-0041　沖縄県国頭郡恩納村字恩納4484
沖縄電磁波技術センター内）

5.5 提出書類

(1)工程表（契約後、速やかに提出すること。）

(2)空中線駆動部点検実施手順書（現地作業実施前に提出し協議すること）

(3)補修作業実施手順書（現地作業実施前に提出し協議すること）

(4)作業日報
（現地作業期間中、日々、作業内容、及び、翌日の作業予定を報告すること）

(5)保守点検、及び、補修作業結果報告書（納期までに提出すること）
内容については 7. 成果提出及び検査（1）に記す。

6. 貸し付け品の有無

・有り。

資産名称　　：沖縄偏波降雨レーダ

資産管理番号：100104048000

貸し付け品は上記資産の一部であり下記リストのとおり。

(1) ロータリージョイント（使用済：5.1.2項（2)のオーバーホール対象品）

(2) スリップリング（使用済：5.1.2項（3)のオーバーホール対象品）

(3) 駆動機構（Az用、El用各1台／使用済：5.1.2項（4)のオーバーホール対象品）

(4) 送信信号発生部（故障品：5.1.2項（6)の修理対象品）

7. 成果提出及び検査

(1) 点検調整結果に基づく報告書の作成提出（提出部数は5.5項による）
本仕様書に基づく保守点検、及び、補修結果に基づき下記に示す事項を検討し、文書にて提出すること。

a.保守点検、及び、補修結果に基づくシステム全般の状況及び今後の見通し

b.交換を要する部品に関し、損耗又は経年変化状況に関する見解・報告

c.保守項目・交換を要する部品交換周期一覧表の見直し結果

d.保有保守品、使用済み保守品リスト

e.保守品調達推奨リスト

提出先

・所在地：沖縄県国頭郡恩納村字恩納4484

・名　称：独立行政法人 情報通信研究機構　沖縄電磁波技術センター

(2) 検査

沖縄降雨レーダシステム検査仕様書および補修作業実施手順書に規定する要求事項を満たし、適正に保守点検、及び、補修が行われたことを確認するために当機構立会のもと検査を行う。なお、検査において必要となる入出力機器、測定機器等は請負者が準備すること。

ただし、保守品交換の要否判断等保守点検の途中で確認するべきものについては、事前に該当事項の申し出により、中間立会検査を行うものとする。

8. 注意事項

(1) 運送・搬入・据付実施中に、建築物、工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに当機構担当者に申し出るとともに請負者の責任においてこれを原形に復すること。

(2) 仕様書に疑義を生じた場合には、当機構担当者に申し出てその指示に従うこと。この際の決定事項は、請負者が打ち合わせ議事録を作成し、当機構の承認を得て発行するものとする。なお、この打合せ議事録は本仕様書に優先する。

(3) 業務上知り得た機密事項及び個人情報については、他に公言・持ち出し・利用をしないこと。万一、機密事項又は個人情報の漏洩等が発生したことを知った場合には、速やかに当機構担当者に報告すること。

(4) 上記(3)に反した場合は、本契約を解除するとともに、請負者の責任において当機構に生じた損害を賠償すること。

(5) 点検調整の後、該当部位に関し作業期間内に生じた本仕様書による作業に起因する故障に対しては請負者の負担で修理を行うこと。

万一、本仕様書による作業に起因する故障が発生した場合、速やかに対応すること。必要に応じては請負者の技術者が 72 時間以内に現地に赴き対応すること。ただし、次の事項は除く。

a. 取り扱いの不注意による故障

b. 天災などによる故障

c. 保証寿命を超えて使用した構成部品に関係する故障

d. 当機構の指示により省かれた保守点検部位に関係する故障

(6) 機材設置場所

沖縄電磁波技術センターの下記施設に設置されている機材を対象とする。

対象機材		設置場所
1.COBRA/COBRA+	主レーダ局	名護降雨観測施設 〒905-1141 沖縄県名護市字源河 2575

9. 管理責任者について

(1) 本請負作業の実施にあたり、請負者は作業員の管理責任者をおくこと。

(2) 管理責任者と作業員は兼任することはできない。

(3) 管理責任者は業務遂行上、作業場所以外でも作業員の管理が出来る場合には、作業場所での常駐は求めない。

(4) 日々の作業報告は管理責任者より当機構担当者に行うこと。
(5) 作業について疑義がある場合、管理責任者より当機構担当者に申し入れること。
(6) 当機構担当者からの作業指示は管理責任者を通じて行うものとする。

平成23年7月1日

応札業者各位

契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成２２年１２月７日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、下記のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

記

(１)対象期間　平成２３年７月１日～

(２)公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員または課長相当職以上の職を経験した者(以下「当機構ＯＢ」という。)が再就職していること

②当機構との間の取引高が総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(３)公表する情報

①当機構ＯＢの再就職者の人数、職名及び当機構における最終職名

②総売上高又は事業収入(直近の財務諸表に掲げられた額)に占める当機構との間の取引高の割合

③直近３か年の事業年度(直近の財務諸表の対象事業年度及びその前事業年度・前々事業年度)ごとの当機構との取引高

④一者応札又は一者応募である旨(一者応札又は一者応募である場合)

(４)当方に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名)

②契約締結日時点の直近の財務諸表(総売上高又は事業収入が記載されているもの)

(５)公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内(４月に契約した契約については９３日以内)

以上